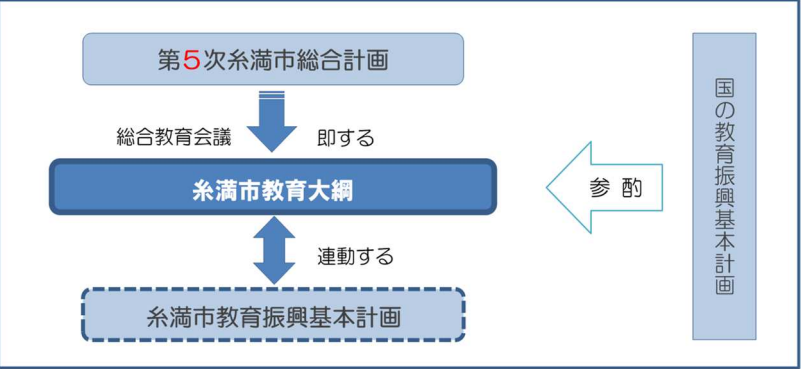
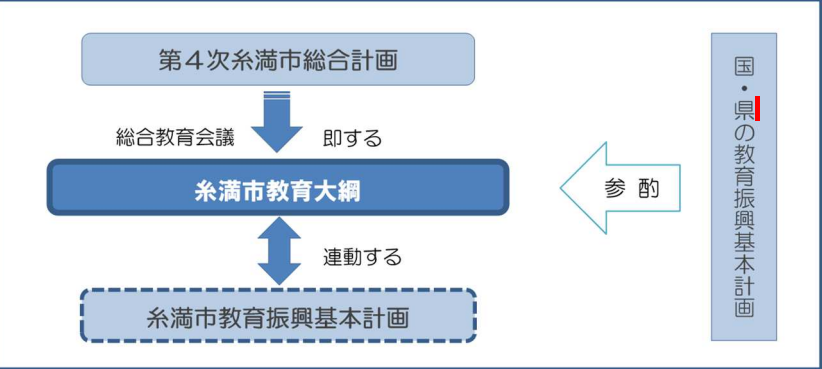
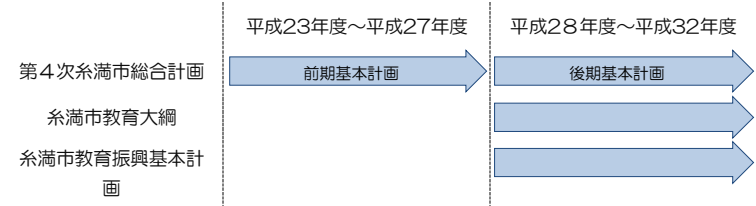


糸満市教育大綱 新旧対照表

令和3年度～7年度(案)	平成28年度～令和2年度(現行)	備 考
<p>1 はじめに</p> <p>(1) 教育大綱の趣旨</p> <p>市と教育委員会の連携強化を図り、それぞれの施策をより一体的に推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標及び施策展開の方針を定めます。</p>	<p>1 はじめに</p> <p>(1) 教育大綱策定の背景と趣旨</p> <p>平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)が一部改正され、平成27年4月に施行されました。</p> <p>今回の法改正では、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しが図られたところです。</p> <p>また、近年の教育行政においては、健康や福祉、子育てなどといった一般行政との密接な連携が必要となっており、さまざまな実務の場面で、市長と教育委員会との一層の連携・協力が求められる状況となっています。</p> <p>このことから、市長部局、教育委員会の関わりを踏まえ、地域の実情に応じた総合的な教育に関する大綱である糸満市教育大綱(以下「教育大綱」)を総合教育会議の場で教育委員会と協議・調整した上で策定するものです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 策定の背景は削除。県の大綱と同様に趣旨のみを掲載

令和3年度～7年度(案)	平成28年度～令和2年度(現行)	備 考
<p>(2)教育大綱の位置づけ 本市の教育大綱は、第5次糸満市総合計画において教育に関する施策の根本となる施策や方針等を掲げていることから、当該計画を基本に定めるものとします。</p>  <p>(3) 教育大綱の期間 教育大綱の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。 ただし、総合計画が見直された場合には、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて見直すこととします。</p> <p>図削除</p>	<p>(2)教育大綱の位置づけ 本市の教育大綱は、第4次糸満市総合計画において教育に関する施策の根本となる施策や方針等を掲げていることから、当該計画を基本に定めるものとします。</p>  <p>(3)教育大綱の期間 教育大綱の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。 ただし、総合計画が見直された場合には、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて見直すこととします。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記の図、県の教育振興基本計画を参酌する法的根拠がないため、削除 ● 期間の修正 ● 図については、特に表現しなくてもわかるため削除

令和3年度～7年度(案)	平成28年度～令和2年度(現行)	備 考
<p data-bbox="125 229 398 264">2 教育大綱の目標</p> <p data-bbox="125 304 947 531">糸満市は国・県の教育の目標、本市の基本理念及び将来像に基づき、郷里の自然や文化に誇りを持ち、人間性豊かで創造性・国際性に富む人材の育成と、健康で人々がつながり合い豊かな人生を送るために生涯学習の進展を期して次のことを目標に施策を推進していきます。</p> <div data-bbox="143 564 432 643" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p data-bbox="174 587 400 619">幼児児童生徒像</p> </div> <p data-bbox="154 675 947 802">幼児児童生徒一人一人の個性を伸ばし、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を養い、自ら学び、自ら考え、行動できるなど「生きる力」の育成を図る。</p> <div data-bbox="143 863 432 941" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p data-bbox="237 882 338 914">市民像</p> </div> <p data-bbox="154 970 947 1150">「ひかりのまち」「みどりのまち」「いのりのまち」を希求し、自然の保全・郷土文化の継承・発展に寄与し、進取の気象に富み、国際化・情報化社会で活躍する心身ともに健康な市民を育成する。</p> <div data-bbox="143 1206 432 1284" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p data-bbox="237 1228 338 1260">社会像</p> </div> <p data-bbox="154 1313 947 1441">家庭・学校・地域社会の役割を明確にし、人々のつながりのある相互連携のもと、高い公共性・倫理性を有し、時代の変化に対応し得る生涯学習の振興を図る。</p>	<p data-bbox="969 229 1243 264">2 教育大綱の目標</p> <p data-bbox="969 304 1792 531">糸満市は国・県の教育の目標、本市の基本理念及び将来像に基づき、郷里の自然や文化に誇りを持ち、人間性豊かで創造性・国際性に富む人材の育成と、健康で人々がつながり合い豊かな人生を送るために生涯学習の進展を期して次のことを目標に施策を推進していきます。</p> <div data-bbox="987 564 1276 643" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p data-bbox="1019 587 1245 619">幼児児童生徒像</p> </div> <p data-bbox="999 675 1792 802">幼児児童生徒一人一人の個性を伸ばし、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を養い、自ら学び、自ら考え、行動できるなど「生きる力」の育成を図る。</p> <div data-bbox="987 863 1276 941" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p data-bbox="1081 882 1182 914">市民像</p> </div> <p data-bbox="999 970 1792 1150">「ひかりのまち」「みどりのまち」「いのりのまち」を希求し、自然の保全・郷土文化の継承・発展に寄与し、進取の気象に富み、国際化・情報化社会で活躍する心身ともに健康な市民を育成する。</p> <div data-bbox="987 1206 1276 1284" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p data-bbox="1081 1228 1182 1260">社会像</p> </div> <p data-bbox="999 1313 1792 1441">家庭・学校・地域社会の役割を明確にし、人々のつながりのある相互連携のもと、高い公共性・倫理性を有し、時代の変化に対応し得る生涯学習の振興を図る。</p>	<ul data-bbox="1818 229 2110 600" style="list-style-type: none"> ● 平成28年策定時は「糸満市の教育」で表現されている目標を記入。特に修正等なければ、前回の文言を引き継ぐ。

令和3年度～7年度(案)	平成28年度～令和2年度(現行)	備 考
<p>3 教育大綱の基本施策</p> <p>(1)みんなで子どもを育む社会をつくる 子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、全ての子どもが健やかに成長するよう、子どもたちの小さな変化も見逃さない、良質かつ適切な支援に取り組みます。妊娠・出産・子育て期に即して最適なサービスを切れ目なく提供できる総合的な支援体制を整え、子育て家庭が地域で安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。家庭と地域がともに教育力を高めることができるよう、地域と一体となって子育てしやすい環境を整備するとともに、さまざまな課題を有している子育て家庭に必要な支援が行き届く体制を構築します。</p> <p>① 切れ目のない子育て支援の充実</p> <p>妊娠・出産・子育て期を通して子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、包括的なサービスの提供と地域全体で子どもを育む環境づくりを推進します。また、関係機関との有機的な連携により、子どもの貧困対策、相談・支援体制の充実を図ります。</p> <p>② 児童福祉の充実</p> <p>児童にかかわる人材の確保・育成を推進するとともに、安心して子育てしやすい環境づくりや施設の環境整備に取り組むとともに、関係機関との情報共有などきめ細やかな対応が必要な児童への支援を推進します。</p>	<p>3 教育大綱の基本施策</p> <p>(1)家庭・地域の教育力の醸成 人は、家庭や地域との関わりの中で生まれ、社会における規範を守り、地域の一員を自覚し、新しい社会の一員として成長していくことが期待されています。 しかし、情報化、核家族化の進行や価値観の多様化により、家庭や地域における人と人のつながりが希薄になり、様々な社会的問題が顕在化しつつあります。 このような社会状況の中にあって、家庭や地域の教育力の充実が幸福な社会基盤をつくる基本であるとの認識の下に、地域・学校・各種団体等及び行政が連携して家庭・地域の教育力の醸成に努めます。</p> <p>①家庭における基本的な生活習慣の形成</p> <p>②地域で子どもを育む環境づくり</p> <p>③ 連携組織の充実</p> <p>(2)生涯学習社会の形成 生涯学習においては、市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習し、その成果を適切に生かすことができる社会の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 前大綱においても第4次総合計画から抜粋しているため、改正案についても、第5次総合計画から抜粋。 ● 基本計画にある1.政策の方針を掲載。また、4.施策の展開の説明文を掲載。 ● 黄色箇所修正は、こども未来課等から、児童虐待防止やこどもの貧困に関する箇所を追記。また、関係機関との連携を強調 ● 第5次総合計画の配置にあわせ、学校の魅力と生涯学習の順番を変更

令和3年度～7年度(案)	平成28年度～令和2年度(現行)	備 考
<p>(2)学校の魅力をさらに高める</p> <p>「地域とともにある学校づくり」への転換を図り、学校・家庭・地域が本来の教育機能を発揮することで、児童生徒がよりよい社会や人生を切り拓いていく「生きる力」を育み、自己の将来を見通した持続可能な社会の創り手となるように教育環境の整備・充実を推進します。また、児童生徒一人ひとりの個性・人権を尊重した、支持的風土のある学級・学校づくりを推進します。</p> <p>① 魅力ある学校づくり</p> <p>児童生徒に「学びの基礎」の定着を図るため、着実な教育課程の実施を推進し、教育環境の整備に取り組みます。</p> <p>②地域や関係機関と連携した児童・生徒の育成</p> <p>児童・生徒が持続可能な社会の創り手となるようSDGsの視点を踏まえ、学校、家庭、地域および関係機関との連携を推進します。併せて、食育教育への取り組みおよび人材育成事業を推進します。</p> <p>(3)誰でもいつでも学べる環境をつくる</p> <p>市民一人ひとりがそれぞれの興味や関心、ライフスタイルに応じた学習に取り組み、生き生きとした豊かな人生を送ることができるよう支援するとともに、学んだ成果が市民同士の交流やまちづくりにいかせるよう、生涯学習の振興を図ります。</p> <p>① 生涯学習機会の拡充</p>	<p>実現に努めます。</p> <p>そのため、図書館や中央公民館等の社会教育施設や自治公民館の有効活用をはかり、市民や社会教育団体の学習ニーズに応じた情報・学習活動の提供と、青少年・成人・女性・高齢者等を対象にした研修など、地域づくり・人づくりを推進します。</p> <p>また、次世代を担う青少年の健全育成を目指し、家庭・学校・地域の連携をはかります。</p> <p>① 生涯学習基盤の整備</p> <p>② 学習内容の充実・学習機会の拡充</p> <p>③ 図書館活動の充実</p> <p>(3)学校教育の充実</p> <p>生涯にわたる学習の基礎を培い、豊かな心を持ち、たくましく生きる人材を育成するために学校教育の充実をはかり、子どもたちの能力と個性が発揮できる環境整備を進めていきます。</p> <p>道徳教育の推進や特別活動・環境教育・食育等の充実をはかり、心身ともに健康な児童生徒の育成を進めていきます。また、異文化について理解を深め、協調して生きていく資質や能力を育み、国際化や情報化の急速な進展に対応できる広い視野を持った人材を育成していきます。</p> <p>多様な児童生徒に対応し、それぞれの個性を最大限に伸</p>	<p>● 市長等との調整により、児童虐待防止の観点から子供の人権を追記</p> <p>● 4月の教育委員定例会議において、SDGsの追記要望があり、教育委員会と調整の上、追記</p>

令和3年度～7年度(案)	平成28年度～令和2年度(現行)	備 考
<p>市民一人ひとりが豊かな人生を築いていけるよう生涯学習環境の整備に努めるとともに、市民の学びの成果が地域づくりにいかせる、「学び」と「活動」の循環型生涯学習の形成を目指します。</p> <p>② 図書館活動の充実</p> <p>魅力ある蔵書構成や ICT の活用等、将来の市民の図書館利用を見据えた資料の収集と保存および設備の充実に努め、誰もが学べる環境の整備と資料および情報の提供・活用を図ります。</p> <p>(4)歴史・文化・芸術に親しむ環境をつくる</p> <p>市内各地に残る特色ある歴史・文化資源を保全・活用し、「糸満市らしさの継承」に取り組みます。また、糸満市観光文化交流拠点施設「くる糸満」を積極的に活用し、歴史・文化の情報を発信するとともに、市民が優れた芸術作品等に親しむ機会を拡充し、新たな市民文化の創造を目指します。</p> <p>①糸満市らしさの継承</p>	<p>長できる魅力ある学校づくりに向けて、学校施設・設備の整備・充実をはかるとともに、教職員研修の充実に努めます。</p> <p>教育施設については、環境配慮、情報化、耐震化、バリアフリー化等の対応を推進していきます。</p> <p>学校における地域人材の活用及び保護者や地域住民の声を反映させるなど、特色ある・信頼される学校づくりを目指します。</p> <p>①豊かな心の育成</p> <p>②確かな学力の定着</p> <p>③健やかな体の育成</p> <p>④魅力ある学校づくりの推進</p> <p>⑤学校施設整備の充実</p> <p>⑥学校給食の充実</p> <p>⑦人材育成事業の推進</p> <p>(4)市民文化の振興</p> <p>新しい市民文化や地域の伝統文化を振興するために、市民会館の建設に向け努力を続けるとともに、地域の伝統文化の活性化、各種団体や指導者の育成と文化活動拠点の整備を協働で進めます。</p> <p>①文化財の保全・育成</p>	

令和3年度～7年度(案)	平成28年度～令和2年度(現行)	備 考
<p>市内各地域の特色を育み、次世代へ継承します。</p> <p>②市民文化活動の振興 市民が気軽に質の高い芸術作品等に親しむ機会を設けるとともに、自ら新たな文化創造の担い手となれるよう支援します。</p> <p>(5)スポーツに親しむ環境をつくる 生涯スポーツや競技スポーツ等、多様化する市民スポーツニーズに応え、誰もがスポーツを身近で楽しむ環境を整え、心身の健康、青少年の健全育成および地域社会の活性化を図ります。</p> <p>① 生涯スポーツおよび競技スポーツの推進 多様化する市民のニーズに応えるとともに、競技会で活躍できる選手の育成と環境を整備します。</p> <p>(6)平和を希求し未来へ発信する 戦争遺構の持つ歴史的教育的価値や本市の歴史においての重要性を踏まえ、現状における安全性を考慮しつつ調査研究・保存・活用を進めるとともに、平和教育等を推進していきます。また糸満市平和祈念祭をはじめ、平和の尊さを</p>	<p>②地域の歴史・文化資源の保全・活用</p> <p>③郷土史の編さん</p> <p>④市民文化活動の振興</p> <p>(5)生涯スポーツの振興 市民スポーツの振興を進め、市民の生きがいと健康づくり等、スポーツによるまちづくりを推進します。 スポーツ関係団体との連携強化、指導者や各種スポーツ団体の育成を進め、競技スポーツの底辺の拡大等、市民に夢と希望を与える競技スポーツの振興に努めます。 また、社会体育施設等の環境を整備・拡充し、市民が気軽にスポーツに親しむ機会を増やし、生涯スポーツ社会の実現をはかります。</p> <p>①市民スポーツの普及・振興</p> <p>②競技スポーツの普及・振興</p> <p>③スポーツによる健康・地域づくりの推進</p> <p>④スポーツ施設・設備の充実</p> <p>(6)児童福祉の充実 児童福祉については、子どもを生き育てられる健全なまち、「子育て」と「子育て」を支える安心なまちづくりを目指します。その実現に向け、子どもの人権を基礎に、すべての子育て家庭への支援、仕事と子育ての両立支援を推進し、</p>	<p>● 児童福祉の充実については、(1)へ集約</p>

令和3年度～7年度(案)	平成28年度～令和2年度(現行)	備 考
<p>内外に発信する事業を展開します。世界恒久平和を願い「糸満市平和都市宣言」の理念の実現に引き続き取り組みます。</p> <p>① 平和を語り継ぐ仕組みの充実 戦争体験者の証言を語る人々が年々少なくなる中、学校における平和教育の実施、平和ガイドの育成及び活用等、平和を語り継ぐ取組の推進を行い、正しい歴史を後世に語り継ぎます。</p> <p>② 平和の発信 戦争の悲惨と平和の尊さ等歴史を正しく継承させるため、平和ガイドの育成を行います。また、育成した子ども達を糸満市平和祈念祭に出演するなど活動の場を設け、平和学習の充実を図ります。</p> <p>③ 戦争遺構等の保全・活用 悲惨な戦争の教訓を後世に伝える「物言わぬ語り部」の役割が重要となることから戦争遺構等の保全・活用を推進します。</p> <p>(7)多様性を認め合う社会をつくる 社会の制度、慣習に根強く残る固定的な男女の役割分担の是正、人権の尊重や男女共同参画社会にむけた意識づくりや共生社会の実現に取り組みます。 姉妹都市、友好都市との交流を引き続き行い、市民レベルでの交流の拡充・創出を図ります。 また、日常から多様な知識に慣れ親しみ、国内はもとより国外など幅広い視野での交流を広げるため、平和も含め多言語による情報提供を進めます。</p>	<p>子どもと子育て家庭を応援する体制を整備し、未来につなぐ地域づくりを推進します。</p> <p>① 地域における子育て支援</p> <p>②支援を要する児童への対応など、きめ細やかな取り組みの推進</p> <p>③関係部署との連携強化による児童育成環境の充実</p> <p>(7)平和の推進 沖縄戦の事実を後世に伝えるため、沖縄県立平和祈念資料館、ひめゆり資料館、平和祈念堂と連携し、各地域にある戦跡等の活用による平和ガイドの育成と、平和学習メニューの充実をはかります。さらに諸機関、団体等とのネットワークを広げて平和学習の推進に努めます。</p> <p>①平和情報ネットワーク体制の確立</p> <p>② 地域資源の保全と活用</p>	<p>● (7) 多様性を認め合う社会をつくるは、新規追加。学校においてもジェンダー等の対応が必要のため</p>

令和 3 年度～7 年度(案)	平成 28 年度～令和2年度(現行)	備 考
<p>① 共生社会の推進 多様な生き方を認め合う社会形成のため、多様性への理解促進、共同参画にむけた環境の充実等、男女参画社会の推進に努めます。</p> <p>② 国内外の多様な交流の推進 交流の場や基盤づくりを行い、国際交流や異文化交流等の推進を図ります。</p> <div data-bbox="129 560 943 986" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">糸満市教育の日を定める要綱</p> <p>(目的) 第1条 教育に対する市民の意識と関心を高めるとともに、糸満市の明日を担う子どもたちの健やかな成長を願って、家庭、地域、学校及び行政が連携し、市民全体で教育に関する取組を推進するため、糸満市教育の日を設ける。</p> <p>(糸満市教育の日) 第2条 糸満市教育の日は、1月10日とする。</p> <p>(糸満市教育月間) 第3条 糸満市教育の日の目的にふさわしい取組を行う期間として、毎年1月を糸満市教育月間とする。</p> </div> <p style="text-align: right;">(平成 21 年 10 月1日施行)</p>	<p>③ 戦時記録の充実</p> <p>④ 平和の発信</p> <div data-bbox="974 560 1787 986" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">糸満市教育の日を定める要綱</p> <p>(目的) 第1条 教育に対する市民の意識と関心を高めるとともに、糸満市の明日を担う子どもたちの健やかな成長を願って、家庭、地域、学校及び行政が連携し、市民全体で教育に関する取組を推進するため、糸満市教育の日を設ける。</p> <p>(糸満市教育の日) 第2条 糸満市教育の日は、1月10日とする。</p> <p>(糸満市教育月間) 第3条 糸満市教育の日の目的にふさわしい取組を行う期間として、毎年1月を糸満市教育月間とする。</p> </div> <p style="text-align: right;">(平成 21 年 10 月1日施行)</p>	<p style="text-align: center;">● 変更なし</p>